

地域の知恵をいかした多様な、そして効率的な水田農業の展開を図ろう!!

大館市地域農政推進大会

二月二十日、地域農政推進大会が農業会館で開催され、農政推進員、農業団体関係者など約三百人が参加しました。平成二年度は、水田農業確立後期対策がスタートします。前期対策及び米需給均衡化緊急対策の実績と経験を踏まえて後期対策をさらに推進・発展させ、二十一世紀へ向けた農業の新しい展開を見い出そうという意気込みが感じられました。

大会では、水田農業確立後期対策の推進方針をはじめ、果樹選果所を利用した共同出荷や農業経営の体験発表、峰浜村長田村一郎さんの講演や、各種競励会の成績発表並びに表彰などが行われました。



▲講師の峰浜村長田村一郎さん。「いきいき農業で地域活性化を」を演題に、もうかる農業や60歳からの農業など、ユニークなアイデアを次々と披露。参加者は大きな関心を示していました。

平成二年度～4年度

水田農業確立後期対策

水田農業確立後期対策は、平成二年度から四年度までの三年間にわたり、次の三項目に重点をおいて進められます。

- (1) 地域の条件をいかした多様な水田農業と水田利用の展開
- (2) 効率的な生産単位の形成を通じた生産性の向上
- (3) 地域の合意形成の促進等による地域輪作農法の面的拡大と質的向上

転作等の手法が多様化

後期対策では、前期対策と比べ、転作等の手法が多様化しています。主なものとして、次の二つがあげられます。

〈景観形成作物〉

収穫を目的とせず、景観作りの目的で花などを水田に栽培した場合でも転作の対象となります。

〈自己保管理〉

自ら行う保管理でも転作の

対象となります。ただし、この対象となるのは、山村振興地域(長木、上川沿、十二所、矢立)内の水田です。その他の地域(大館、釈迦内、下川沿、二井田、真中、花岡)では、農協への水田預託による保管理の場合のみ対象となります。なお、都市計画区域内の用途指定区域の水田については助成金は交付されず、実績算入だけの扱いとなります。

転作助成金が引き下げ

後期対策では、前期対策よりも転作助成金が引き下げられました。所得の減にならないよう加算制度を有効に活用した取り組みをしてください。なお、新たに高能率生産単位の育成加算が設けられました。

転作率二四・八%

後期対策における転作等目標面積は、国から県へ三万二十ヘクタールの配分があり、県から市へは九百八十一ヘクタール配



分されました。市では、各農家へ水田面積の一律二四・八%開田地(三九%)の転作率で配分します。

他用途利用米増枠配分

転作の内数として計算される他用途利用米については、後期対策の初年度分として一万七千八百一俵(一俵六〇グラム)面積にすると一八四ヘクタールで、昨年度より八百九十四俵、八・八ヘクタール多く配分がありました。これは各農家へ、転作目標面積に一律一九%で配分(昨年度は一七・八%)します。他用途利用米は強制ではありませんから、取捨選択は各農家にお任せします。

※詳しくは、農林課農業経営係 ☎49-3111(内線294)へお問い合わせください。